

「旭川市雪対策審議会」 の委員を募集します。

応募期間 9月24日～10月23日【必着】

市民の皆様から幅広いご意見・ご提言をいただくため
審議会委員を公募します。

旭川市雪対策審議会とは？

◆役割

市の雪対策の推進に関する基本的な計画やその他重要な事項について、市民の目線から評価・検証するとともに、本市の除排雪等の体制をさらに充実させ、一層推進するための調査・審議を行います。

◆構成

3名の公募委員のほか、市内大学や研究機関、関係行政機関、除雪関係団体、公共交通団体、市民団体などから参加いただき、15名で構成されています。

◆現在の任期（R6.12.16～R8.12.15）の主な審議内容

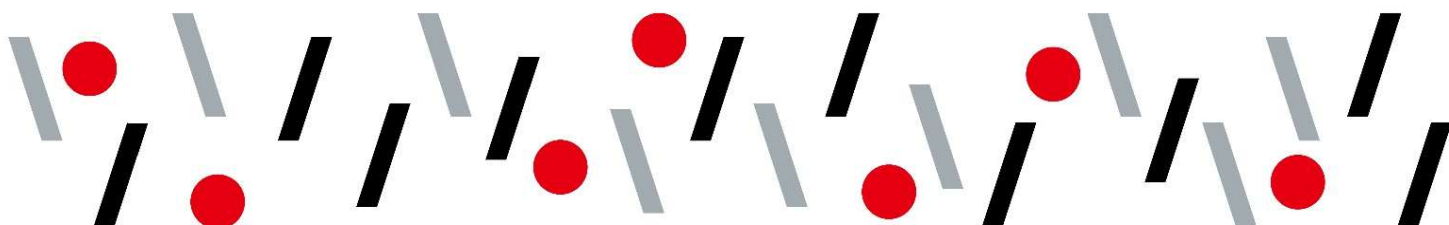
- ・次期雪対策基本計画策定に係る審議
- ・雪対策事業に関する審議 など



◆応募について

裏面をご覧ください。

たくさんのご応募をお待ちしています！



応募要領

◆任 期 委嘱日（令和8年12月16日以降予定）から2年間

◆会議の開催 ※毎年度4回程度予定

◆ 時間 平日の主に夜間（午後6時頃から）、1回の会議は2時間程度

◆ 場所 市役所内の会議室を予定 ※日中に現場視察する場合があります。

◆報 酬 会議への出席1回あたり7,700円（所得税等を源泉徴収します）

◆応募について◆

◆応募資格 次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ◆ 旭川市内に居住、又は通勤・通学している方
- ◆ 令和8年12月16日現在の年齢が18歳以上の方
- ◆ 本市の附属機関や懇談会等に3つ以上就任していない方【注：選考方法を参照】
- ◆ 本市の市議会議員及び職員でない方

◆募集人員 3名（原則として、男女各1名以上） ※委員総数15名

◆募集期間 令和8年9月24日(木)～令和8年10月23日(金)<必着>

◆応募方法

別紙の応募用紙（市ホームページにも掲載しています）に必要事項、応募動機、雪対策に係る考えを記入し、持参、郵送、FAX、Eメール又は電子フォームのいずれかの方法で下記提出先まで提出してください。 ※提出書類は返却しません。

◆選考方法

応募者が募集人員を超えた場合は、応募用紙に記入された応募動機や雪対策に係る考えを選考委員会で審査し選考します。選考結果は応募者全員に郵送でお知らせします。

※選考においては、本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に在任されていない方を優先して選任します。

◆応募・お問合せ

旭川市土木部雪対策課

〒078-8208 旭川市東旭川町下兵村6番地の2 土木事業所2階

【電話】36-0378 【FAX】36-4521 【電子メール】yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp



電子フォームでの申請はこちら

審議会についての詳細はこちら

